令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省3一②)

政策分野名 【施策名】	漁業経営の安定		水産庁 【企画課/水産経営課/漁業保険管理官/防災漁村課】
政策の概要 【施策の概要】	我が国周辺の「身近な自然の恵み」が国民の食生活等において十分活用されるようにしていくことが重要であり、そのためには、漁業経営の安定的な発展を確保すること等により、我が国の水産物の自給力を維持・強化することが不可欠である。この中、漁業経営の安定的な発展を確保するため、 ①浜プランの着実な実施とそれに伴う人材の育成及び水産資源のフル活用 ②漁協系統組織の再編整備等 の施策を行う。	政策評価体系上の 位置付け	水産物の安定供給と水産業の健全な発展
政策に関係する内閣の重要政策	・水産基本計画(平成29年4月28日閣議決定) 第2 I 1 浜ブランの着実な実施とそれに伴う人材の育成及び水産資源のフル活用 第2 II 2 漁船漁業の安全対策の強化 第2 II 4 漁協系統組織の役割発揮・再編整備等 第2 II 5 融資・信用保証、漁業保険制度等の経営支援の的確な実施 ・農林水産業・地域の活力創造プラン(令和2年12月15日改訂) III 10. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 ・未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 第2 I [4] 1 . (3) iv)水産業改革 ・経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定) 第2章 3. (5)輸出を始めとした農林水産業の成長産業化 ・規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定) II 3. 成長の加速や地方を含めた経済活性化に資する規制改革 ・成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定) 13. (2) v)農山漁村における農林水産業以外の多様な分野との連携を通じた新たなビジネスの創出等	政策評価 実施予定時期	令和5年8月

15 FF (,)													
施策(1)													
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	れぞれの	経営に合っ	った施策を済	舌用するこ	と等により	、より収益	性の高い	\漁業経常	営を実現っ	目指すとともに することを目指 の確立を目指す	こ、経営として漁業を行う者の大宗が漁業収入安定対策事業に加入しつつ、そ 計す。また、漁業経営の体質強化、融資・信用保証等の経営支援施策の的確な 計。		
目標① 【達成すべき目標】	浜プランの)着実な実	施										
						年度	ごとの目	標値					
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実 「	績値	ı	指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準 年度		目標 年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	日子刀及			
		平成	平成	平成	70%	7 T. E.	70%	70%	70%	70%	70%	D_ **	【測定指標の選定理由】 水産基本計画(平成29年4月28日閣議決定)では、浜の活力再生プラン (以下「浜プラン」という。)について、各地域の収入向上とコスト削減の具体 的な対策の実施により漁業所得を5年間で10%以上向上させることを目指す こととされている。 これを踏まえ、浜プランを実践して漁業所得向上に取り組む地区のうち、各 年度の漁業所得向上目標を達成した地区の割合を測定指標として選定し
各年度の漁業所得 ア 向上目標を達成した 地区の割合		27年度	70%	各年度	68%	66%	58%	45%	32%	- F=一直	た。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 平成27年度の実績値が68%であり、各地区の漁業所得向上目標が毎年度向上するように設定されていることを踏まえ、70%以上を維持することとし、毎年度の目標値とした。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、実績評価は、評価時点で把握可能な最新の実績値に基づき実施する。		
	把握0	の方法	水産庁調	査により把	· · · 上 握。								
		合いの 方法								(目標値)×10 上90%未満、	00% Cランク:50%未満		

	目標② 【達成すべき目標】	資源管理	資源管理・収入安定対策の推進													
	測定指標	基準値		目標値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
		1 1 11	基準 年度		目標 年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	計算分類	WALLEY AND THE CONTRACT				
		- 22	平成 22年度	000	令和	80%	82%	84%	86%	88%		【測定指標の選定理由】 水産資源の持続的利用と漁業経営の安定的な発展を確保することにより、 我が国の水産物の自給力を維持・強化していくため、漁業収入安定対策事 業に加入する者による漁業生産の割合を測定指標とした。				
	漁業収入安定対策 ア 事業加入漁業者によ る漁業生産の割合			90%	4年度	70%	74%	77%	83%	86%	F 一區	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 24年度を70%とし、毎年2ポイントの増加を目指すとともに、令和4年度に 90%とすることを目標値とした。				
		把握 <i>0</i>	の方法	水産庁調	査により把	握。										
		達成度 判定		達成率= (漁業収入安定対策事業加入漁業者による漁業生産の割合)/(目標値)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満												

	目標③ 【達成すべき目標】	担い手の研	准保									
		基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標- 計算分類	
	測定指標					年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準 年度		目標 年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	II 升/J 从	
	ア 新規漁業就業者数	1.007	平成	0.000	为广库	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	D #	【測定指標の選定理由】 漁業就業者数は、平成20年の22万人から平成28年には16万人に減少し、 特に45歳未満の漁業就業者数は、平成20年と比較し約9千人減少している。 このような状況の中、漁業を担う人材の円滑な世代交代により、活力ある漁業 生産構造を維持するためには、45歳未満の就業者数を全漁業就業者数の
		1,867人	22年度	2,000人	各年度	1,971人	1,943人	1,729人	1,707人	令和4 年 10月頃 に把握 予定	F=-直	45%程度に維持する必要があることから新規漁業就業者数を測定指標とした。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 上記理由から、2,000人の若い漁業就業者を確保することを目標値とした。
		把握 <i>σ</i>	D方法	水産庁調査 令和3年度						定。		
		達成度		達成率=(当該年度の新規就業者数)/(目標値)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

	イ 漁船の事故隻数	662隻	平成 23年 ~ 平成 27年	587隻未 満	令和 2年	632隻 未満 533隻	617隻未 満 532隻	602隻 未満 509隻	587隻 未満 494隻	- 431隻	F↓一直	【測定指標の選定理由】 第10次交通安全基本計画(平成28年度~平成32年度)では、我が国周辺 水域で発生する船舶事故隻数について、第9次交通安全基本計画期間の船 舶事故隻数の年平均(2,256隻)を令和2年(第10次交通安全基本計画の最 終年)までに少なくとも2,000隻未満とすることとしている。 これを踏まえ、我が国周辺水域で発生する船舶事故隻数のうち新たな測定 指標である「漁船の事故隻数」を測定指標として選定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 第10次交通安全基本計画期間において、第9次交通安全基本計画期間の 漁船事故隻数(本邦に寄港しない外国籍漁船を除く)の年平均(662隻)を令 和2年までに少なくとも587隻未満とすることを目標とする。 (注)交通安全基本計画期間の船舶事故隻数は、本邦に寄港しない外国籍 船舶を除く。 (注)根拠とする数値は暦年で計上している。		
		把握(の方法		────────────────────────────────────									
			合いの 方法	B(有効性σ	A(おおむね有効):毎年の目標値未満(漁船の事故隻数が減少した)の場合 B(有効性の向上が必要):毎年の目標値以上であるが、基準値未満の場合 C(有効性に問題):基準値以上の場合									

施策(2)	漁協系統	組織の役割	割発揮•再	編整備等							
西策の目指すべき姿 [目標設定の考え方根拠]	漁業協同	別組合が今	う後とも漁業	美者の生産	活動を支	えていけ	るよう、販	売事業の	強化、信	用事業の健全	化・効率化等、組織再編を含む漁協の自主的な経営・事業改革を促進する
目標①【達成すべき目標】	漁業協同	組合系統	(注1)等の	再編整備							
						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		┃ ┃目標値		年度ごとの実績値					指標一	 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
从江山床	本十 他	基準 年度		目標年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	計算分類	(水)及161点00.000000000000000000000000000000000
	945組合	平成 _.	883組合	令和	_	_	941組合	890組 合	883組 合	8 - 美	【測定指標の選定理由】 漁協の組織・事業規模は、総じて零細であり、規模拡大による業務の効率 化が喫緊の課題となっている。このため、広域での漁協合併等により経営基 盤強化を目指している漁協を支援し、県域で定める合併基本方針に基づく 実情に応じた広域での漁協合併を実現させ、漁協の経営基盤を強化する とが必要である。 これに加え、水産政策の改革として平成30年12月に漁業法等を改正し、 獲量管理を中心とした新たな資源管理システム、沿岸漁場管理等の導入に より資源管理を強化することとしており、漁協が、これらに対応していくため は、経営・事業基盤の強化を迅速に強化することが重要となっている。この め、漁協の広域合併等を一層促進し、迅速に漁協の事業・経営基盤を強化
沿海地区漁業協同 ア 組合数(出資及び非 出資)	310/MI	30年度	000/11 []	3年度	_	_	939組合	881組合	873組合	- 5↓-左	することが必要である。 よって、広域合併等による漁協の事業・経営基盤の状況をより直接的に す沿海地区漁協の組合数を測定指標とした。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、広域漁協合併の進捗状況等を勘案し、令和3年度 に漁協数を883組合(△62組合)にすることを目標とした。 目標年度については、平成29年に策定された水産基本計画は、概ね5 ごとに見直されることから、現行の水産基本計画の最終年度と見込まれる 和3年度を目標年度とすることにより、次期水産基本計画に合わせて政策 野・施策を見直すことができるようにした。
	把握0)方法	水産庁調	査により把	 P握。	I	1	ı	L		1
	達成度		達成率(% A'ランク:							上90%未満、	Cランク:50%未満

		T-64 - CD.	予算	額計(執行	行額)	3年度	関連す		令和3年度行政
_		政策手段 (開始年度)	30年度	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]	当初予算額 る [百万円] 指標		政策手段の概要等	事業レ ビュー 事業番 号
((1)	国立研究開発法人 水産研究・教育機構 に要する経費 (平成13年度) (関連:3-11)		17,228 (17,228)	17,637 (17,632)		(1)-③-ア	_	0218
((2)	漁業共済事業実施 費補助金 (昭和39年度) (主)	360 (360)				(1)-②-ア	-	0283
((3)	水産金融総合対策 事業 (昭和44年度) (主)	217 (178)			1,300	(1)-②-ア	-	0284
((4)	水産業改良普及事 業交付金 (昭和58年度)	69 (69)				(1)-③-ア	-	0285
((5)	有害生物漁業被害 防止総合対策事業 (平成27年度) (主)	469 (459)				(1)-①-ア (1)-②-ア	-	0286
((6)	福祉対策事業 (平成20年度) (主)	200 (200)				(1)-③-ア	_	0287

(7)	漁業構造改革総合 対策事業 (平成21年度) (主)	5,360 (5,360) 9,081 (翌年度 繰越)	(5,293) 7,200	9	1,916	(1)-①-ア (1)-②-ア	-	0289
(8)	漁場機能維持管理 事業 (平成21年度) (主)	5,065 (5,065)		4,115 (4,115)		(1)-②-ア	_	0288
(9)	漁業労働安全確保· 革新的技術導入支 援事業のうち水産業 革新的技術導入·安 全対策推進事業 (平成21年度) (主)	28 (24)	14 (13.5)			(1)-③-ア	-	0290
(10	漁業労働安全確保・ 革新的技術導入支 援事業のうち漁船安 全対策推進事業及 び遊漁船安全対策 推進事業 (平成25年度) (主)	16 (16)		18 (11)		(1)-③-イ	-	0295
(11	漁業経営セーフ ティーネット構築事)業 (平成22年度) (主)	3,061 (3,061)		162 (162)		(1)-②-ア	_	0291
(12	漁業収入安定対策 事業 (平成23年度) (主)	11,418 (11,418)	27,984 (27,984)			(1)-②-ア	_	0292

(13)	漁業担い手確保緊 急支援事業 (令和元年度) (主)	—	100 (翌年度 繰越)	100 (100) 104 (翌年度 繰越)	-	(1)-③-ア	-	0299
(14)	経営体育成総合支援事業 (平成24年度) (主)	771 (752)		691 (679)	677	(1)-①-ア (1)-③-ア	-	0293
(15)	沖縄漁業基金事業 (平成25年度) (主)	1,750 (1,750)		3,000 (3,000)	_	(1)-②-ア	_	0294
(16)	【TPP関連事業】 水産業競争力強化 緊急事業 (平成27年度) (主)	32,099 (30,845) 3,542 (翌年度 繰越)	(25,863) 4,000	19,000 (17,308) 5,500 (翌年度 繰越)	_	(1)-③-ア	-	0296
(17)	漁協経営基盤強化 対策支援事業 (平成29年度) (主)	153 (102)		231 (157)	246	(2)-①-ア	_	0297
(18)	漁船損害等補償制 度関係事業 (昭和27年度) (主)	7,743 (5,899)		7,349 (5,278)	7,181	(1)-②-ア	-	302
(19)	漁業災害補償制度 関係事業 (昭和42年度) (主)	8,956 (8,949)	9,830 (9,390)		10,265	(1)-②-ア	-	303

(20)	水産業成長産業化 沿岸地域創出事業 (平成31年度) (主)	_	618 (553) 9,390 (翌年度 繰越)		350	(1)-①-ア	-	0298
	浜の活力再生・成長 促進交付金 (平成17年度) (関連:3-22,24)	5,917の 内数 (4,978の 内数) 3,401 (翌年度 繰越)	クリック 内数 (5,809の 内数) 2,554	3,459の 内数 (3,160の 内数) 1,168 (翌年度) 繰越)		(1)-①-ア (1)-②-ア		0307
(22)	新資源管理導入円 滑化等推進事業 (平成30年度) (主)	1,206 (1,206)	136 (136)	_	_	(1)-②-ア	資源再建計画等に基づく漁獲努力量削減の取組が確実に行われるよう、減船・休漁等に対する支援を実施し、資源に対し過剰な漁船の円滑な退出を図り、資源の適切な管理及び残存漁業者の収益性を確保することが、漁業収入安定対策事業加入漁業者による漁業生産の割合の増加に寄与する。	-
	経営継続補助事業 (令和3年度) (関連:3-6,20)	_	_	34,640 (34,402)	_	_	_	0126
	水産業労働力確保 緊急支援事業 (令和2年度) (主)	-	_	145 (145) 746 (翌年度 繰越)	-	(1)-③-ア	-	0301
(24)	水産業協同組合法 (昭和23年)	_	_	_	_	(2)-①-ア	漁業者等の協同組織の発達を促進するための措置。 これにより、漁業者等の経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進に寄与する。	-
(25)	漁船損害等補償法 (昭和27年)	_	_	_	_	(1)-②-ア	不慮の事故によって漁船や漁船に積んだ漁獲物等が受けた損失及び他の船に衝突するなどの漁船の運航に伴う不慮の事故により漁業者が負担することとなった費用を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、多様な漁業経営の確保・安定に寄与する。	_
(26)	中小漁業融資保証 法 (昭和27年)	_	_	_	_	(1)-②-ア	中小漁業者等の漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にするための措置。 中小漁業者等に対する債務保証を主たる業務とする漁業信用基金協会の及び独立行政法人農林漁業信用基金がその保証等につき保険を行う制度を確立することにより、中小漁業者等の経営の安定に寄与する。	_

(27) 漁業災害補償法 (昭和39年)	_	—	-	-	(1)-②-ア	自然災害又は不慮の事故によって漁獲が減少した場合や漁具や養殖施設等が壊れた場合に、漁業者が受けた損失を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、多様な漁業経営の確保・安定に寄与する。	-
漁業協同組合合併 (28) 促進法 (昭和42年)	—	—	-	_	(2)-①-ア	適正な事業経営を行うことのできる漁業協同組合を広範に育成し、漁業に関する協同組織の健全な発展 に資するための措置。 漁業協同組合の合併についての援助等を行うことにより、漁業協同組合の合併の促進に寄与する。	-
漁業近代化資金融 (29) 通法 (昭和44年)	_	—	_	-	(1)-②-ア	漁業者等に対し水産業協同組合又は農林中央金庫が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするための措置。 国が利子補給を行うことにより、漁業者等の資本装備の高度化、経営の近代化に寄与する。	_
漁業経営の改善及 び再建整備に関する 特別措置法 (昭和51年)	_	—	_	-	(1)-②-ア	漁業経営の改善、漁業経営の維持が困難な中小漁業者がその漁業経営の再建を図るため緊急に必要とする資金の融通の円滑化等のための措置。 これにより、効率的かつ安定的な漁業経営の育成に寄与する。	_
沿岸漁業改善資金 (31) 助成法 (昭和54年)	—	—	_	_	(1)-③-ア	沿岸漁業従事者等が自主的に経営の改善等を図ることを促進するため、都道府県が行う無利子貸付事業に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もって沿岸漁業の経営の健全な発展等に資することを目的とする。 これにより、担い手の育成及び確保等に寄与する。	-
遊漁船業の適正化 (32) に関する法律 (平成元年)	_	—	-	I	(1)-③-イ	遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することにより、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、遊漁船の海難事故の防止に寄与するとともに、多様な漁業経営の確保・安定に寄与する。	-
国立研究開発法人 水産研究·教育機構 法 (平成13年)	_	—	I	-	(1)-③-ア	国立研究開発法人水産研究・教育機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定め、中長期目標に定める業務を実施する。 水産基本計画等を踏まえ、農林水産大臣の指示した中長期目標の達成のために行う水産に関する技術の向上に寄与するための試験及び研究等並びに水産業を担う人材の育成を図るための水産に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農林水産分野における研究・技術開発等に寄与する。	-
保険会社等の異常 危険準備金[法人 税:租税特別措置法 第57条の5、第68条 の55] (昭和29年度)	<54> (<56>)	=		<66>	(2)-①-ア	保険会社又は共済事業を行う協同組合の異常危険準備金を対象とし、積立金を損金算入する措置。(積立率は火災共済が掛金額の2.5%、風水害等共済が9%等。) 異常危険準備金の積立金額の損金算入を認めることにより、毎期の収入から計画的に異常損害損失への備えのための内部留保の充実が図られ、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。	-
中小企業等の貸倒 引当金の特例(法人 (35) 税:租税特別措置法 第57条の9、第68条 の59) (昭和41年度)	<95> (<47>)	<76> (<57>)	<56> (<63>)	調査中 8月ごろ把握	(0) (1) =	中小企業等の貸倒引当金の繰入限度額について、貸倒実績率と法定繰入率の選択適用が認められ、さらに協同組合等はその4%割増しを行う措置。 (※ 割増特例については、2019年3月31日で廃止となったが、割増率を2%ずつ段階的に引き下げていく経過措置が設けられた。) 漁協等の貸倒リスクへの対応力を維持・強化することにより、漁協経営の安定が図られ、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。	-

信用保証協会等受ける抵当権の登記等の税率の(36)減[登録免許税税特別措置法第条の2の3](昭和48年度)	設定 軽 〈4 租 〈2〉			(2)	(1)-②-ア	漁業信用基金協会が抵当権を設定した場合の登録免許税の軽減のための措置。 漁業者等の負担を軽減することにより、漁業者等への円滑な資金供給に寄与する。	-
特定の基金に対 負担金等の必要 費算入の特例[i 税:租税特別措 第66条の11] (昭和50年度)	経 (0.8)			<0.6>	(1)-②-ア	長期の事業を行う特定の基金に支出する負担金又は掛金の必要経費又は損金への算入のための措置。 債務保証の弁済能力の充実により、漁業者等への円滑な資金供給に寄与する。	-
輸入農林漁業月 重油に対する石 炭税の免税措置 油石炭税:租税: 措置法第90条の (昭和53年度)	油石 [石 <132 寺別 (<174>			<216>	(1)-②-ア	輸入漁業用A重油に対する石油石炭税の免税措置。 本特例措置を講ずることにより、漁業用A重油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定 供給に寄与する。	I
国産農林漁業用 重油に対する石 炭税の還付措置 油石炭税:租税: 措置法第90条の (平成元年度)	油石 [石 <2,576 寺別 (<2,388>	> <2,520>) (〈2,296〉)	<2,414> ((2,316))	⟨2,332⟩	(1)-②-ア	国産漁業用A重油に対する石油石炭税相当額を製造業者に還付する。 本特例措置を講ずることにより、漁業用A重油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定 供給に寄与する。	-
中小企業者等が 械等を取得した: 等の特別償却又 税額の特別控防 (40) 得税・法人税:租 特別措置法第16 の3、第42条の6 68条の11] (平成10年度)	場合 は [所 税 (<51)	<60> (<251>)		調査中 8月ごろ把握	(2)-①-ア	漁協が設備投資をする場合において、当該設備の取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用を行う措置。 漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資の支援を通じ、水産業の体質強化が図られ、地域経済の活性化及び漁業経営の安定化に寄与する。	-

農林中央金庫等の合併に係る課税の 例(法人税:租税*) 別措置法第68条の 2) (平成13年度)	特	: /	E	調査中 8月ごろ把握	(2)-①-ア	漁協が一定の要件を満たした合併を行う場合には適格合併とみなし、資産の簿価引継や欠損金の損金算入を行う措置。 一 漁協合併が促進され、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。
軽油引取税の課程 免除の特例[軽油 (42) 取税:地方税法附 第12条の2の7] (平成21年度)	{10,601}	<10,178> (<11,343))		⟨10,771⟩	(1)-②-ア	漁業用軽油に対する軽油引取税の免税措置。 本特例措置を講ずることにより、船舶の動力源に供する軽油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、 水産物の安定供給に寄与する。
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の報償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農(43)水産業活性化税制[所得税・法人税:税特別措置法第1条の5の2、第42条12の3、第68条の1の4](平成25年度)	が (<0>) 知 (<0>) の		<8> (<1>)	_	(2)-①-ア	青色申告書を提出する漁業者等で、漁業協同組合等から経営改善に関する指導及び助言を受けたものが、その指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い、建物附属設備(1台60万円以上)又は器具・備品(1台30万円以上)を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用できる特例措置。 漁業者等が行う水産物等の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新が促進されるとともに、事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入が図られ、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境が整備されることで、漁業者等の経営の安定化・活性化に寄与する。本税制措置は令和3年3月31日で廃止された。
政策の予算額[百万円]		109,230 <6,212>	229,806 <3,459>	60,650 <2,655>	参照	ZIIDI
政策の執行額[百万円]	93,084 <4,978>	: /			少川	https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r3/index.html

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

予算		額計(執行	亍額)					
	政策手段 (開始年度)	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]	3年度 当初予算額 [百万円]	関連す る 指標	政策手段の概要等	度行政 事業ユニ 事業号
	【参考:復興庁より】 共同利用漁船等復 旧支援対策事業 (平成24年度)	228 (106)		287 (61)	132	-	-	復-0108
	【参考:復興庁より】 漁業者・漁協等への (2) 無利子・無担保・無 保証人融資事業 (平成24年度)	1,889 (1,584)		1,514 (1,387)	1,446	-	-	復-0109
	【参考:復興庁より】 漁業経営体質強化 (3) 機器設備導入支援 事業 (平成24年度)	66 (66)	82 (82)	68 (68)	39	-	-	復-0110
(【参考:環境省より】 地球環境保全試験 研究費 (平成13年度)	3.7 (3.0)		5.3 (5.0)	5.3	-	-	環-0104
						参照	Https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r3/index.html	

⁽注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

⁽注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。 また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

⁽注3)政策の予算額及び政策の執行額について、複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

⁽注4)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料 1<u>用語解説</u>

注1	漁業協同組合系統組織	水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に基づき設立された漁業協同組合並びに都道府県段階及び全国段階等の連合会に至る協同組織。単に「漁業協同組合」という場合は「沿海地区漁業協同組合(沿海地区漁協)」を指す。
----	------------	---